

中小企業 育児休業・介護休業 代替要員確保支援助成金



育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備を図ることを目的として、助成金を支給しています。



支給額 代替要員の賃金の $\frac{1}{2}$ (月額上限10万円、総額上限100万円)

代替要員助成金

常時雇用する従業員数が企業全体で300人以下ですか?

県内事業所で育児・介護休業の代替要員を雇用されましたか?

代替要員を雇用された事業所は20人以下ですか?(中小企業の場合は100人以下ですか?)

事業主・対象労働者等の要件について、裏面のチェックシートによる確認結果がすべて「はい」ですか?

ひょうご仕事と生活センターに「代替要員採用決定報告書(様式1号)」を提出
※代替要員の雇用・対象労働者の出産後、すみやかに提出

ひょうご仕事と生活センターに「助成金支給申請書(様式3号)」を提出
※育児・介護休業から復帰した日の翌日から3ヶ月以内に提出

ひょうご仕事と生活センターに「助成金請求書(様式6号)」を提出
※支給決定後、すみやかに提出

支給額:代替要員の賃金の $\frac{1}{2}$ (月額上限10万円、総額上限100万円、1事業所年間2名まで)
※派遣労働者の場合は、基本給相当額の $\frac{1}{2}$ を支給します

※所定様式は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ(<http://www.hyogo-wlb.jp/sesaku/>)からダウンロードできます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

- ひょうご仕事と生活センターは「仕事と生活のバランス」を全県的に推進する拠点として、平成21年6月に兵庫県が設置しました。本助成金のほか「育児・介護等離職者再雇用助成金」も実施しています。あわせてご活用ください。
- ひょうご仕事と生活センターでは、企業内での「仕事と生活のバランス」の推進に関するあらゆる相談に専門家がお答えしています。ぜひご活用ください。

中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金 チェックシート

チェック項目		どちらかを○で囲む	
支給対象者(事業主)の要件			
1	常時雇用する労働者(週30時間以上勤務)が、企業全体で300人以下である	はい	いいえ
2	(中小企業) ※会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者(週30時間以上勤務)が、100人以下の県内事業所で育児休業又は介護休業取得者がいる	はい	いいえ
	(上記以外の事業主) 常時雇用する労働者(週30時間以上勤務)が、20人以下の県内事業所で育児休業又は介護休業取得者がいる	はい	いいえ
3	育児休業又は介護休業期間中に、代替要員を新たに雇用した ※平成24年3月31日以前に代替要員を雇用した場合は、事業所規模の要件が異なりますので、下記までお問い合わせください	はい	いいえ
4	育児休業中に代替要員を雇用した期間は、3か月以上(介護休業の場合は1か月以上)である	はい	いいえ
5	育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している	はい	いいえ
6	これまでに労働関係法令に関する重大な違反がない	はい	いいえ
7	過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	はい	いいえ
8	雇用保険の適用事業主である	はい	いいえ
9	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	はい	いいえ
10	国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	はい	いいえ
11	県税の滞納がない	はい	いいえ
対象労働者(育児休業・介護休業の取得者)の要件			
12	上記2の県内事業所に勤務している	はい	いいえ
13	育児休業・介護休業を開始する日までに、引き続き1年以上常用雇用(週30時間以上勤務)されている	はい	いいえ
14	育児休業・介護休業の開始は、平成21年6月3日以降である	はい	いいえ
15	育児休業の期間は、3か月以上(介護休業の場合は1か月以上)である	はい	いいえ
16	現在、育児・介護休業中であり、育児休業・介護休業の終了時には、原職等に復帰する予定である(又は育児・介護休業から復職後3か月以内であり、原職等に復帰した) ※「原職等に復帰」とは、休業後の勤務が、原則として休業直前の部署及び職務であることをいう	はい	いいえ
その他の要件			
17	上記2の県内事業所で申請年度において、この助成金の支給を受けていない(又は、1人のみの受給である)	はい	いいえ
18	法令上の人員配置基準のある業種については、基準を超える人員配置をしている(又は、法令上の人員配置基準がない業種である)	はい	いいえ



すべての項目が「はい」の場合は、助成金申請のための手続きが可能です。
詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください!

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター1F

TEL.078-381-5277 FAX.078-381-5288 E-mail ▶ info@hyogo-wlb.jp URL ▶ http://www.hyogo-wlb.jp/